

新匠ギャラリー（仮称）整備・運營業務委託実施要領

福岡県では、平成7年からアクロス福岡2階に設置した匠ギャラリーにおいて、福岡県の伝統工芸品の振興や次世代への継承を目的に、経済産業大臣指定伝統的工芸品7品目及び福岡県知事指定特産民工芸品34品目を常設展示するとともに、週替りで県内の伝統工芸士等による企画展を開催してきました。

現在、開設から26年が経過し、匠ギャラリーが2階に立地していることによる視認性の悪さに加え、①来場者の減少及び客層の固定化、②外から中が見えづらく、気軽に立ち寄れない雰囲気、③設備の老朽化、④展示スペース、什器、照明等、展示環境の制約による展示の自由度の低さといった課題を抱えています。

そのため、匠ギャラリーを情報発信のあり方や、展示手法等運営について抜本的に見直すことにより、本県における伝統工芸品の体験・交流型情報発信拠点として再整備することとしました。

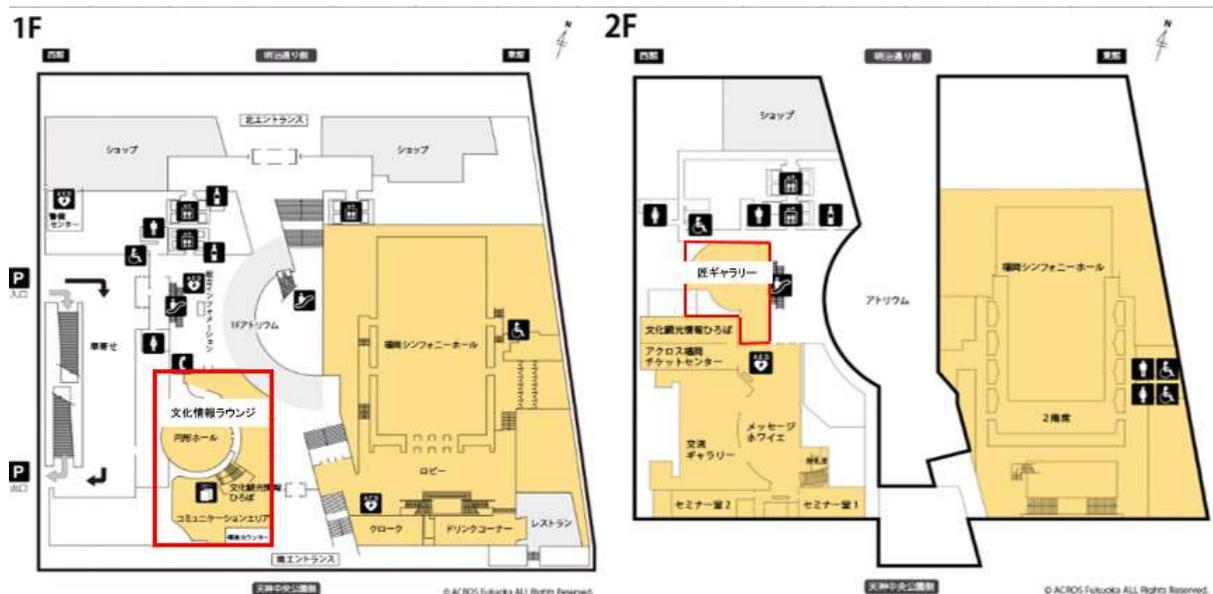
具体的には、現匠ギャラリーの機能の一部を2階から1階文化情報ラウンジコミュニケーションエリアに移設し、新たに飲食、物販コーナーを設けたギャラリーとして整備するとともに、2階の現匠ギャラリーを、工芸品を紹介・販売する展示会やセミナー、制作実演、体験会など多目的に使える場として再整備した「新匠ギャラリー（仮称）」を開設します。1階と2階が一体となった運営を行うことで、幅広い来場者の獲得と魅力ある体験・交流の場を提供したいと考えます。

つきましては、今般、新匠ギャラリー（仮称）の整備及び運營業務の受託者を選定するため、企画提案を公募するものです。

なお、現在、1階文化情報ラウンジコミュニケーションエリアには喫茶コーナーを設置しております。喫茶コーナーを含む1階文化情報ラウンジコミュニケーションエリアの過去5年の来場者数の推移は下表のとおりです。

【来場者数の推移】

単位:人							
来場者数等	H27	H28	H29	H30	R1	5ヶ年の平均	R2
匠ギャラリーへの来場者数(2F)	135,441	124,938	99,593	93,107	86,156	107,847	54,332
文化情報ラウンジへの来場者数(1F)	453,540	462,950	414,217	425,323	389,103	429,027	177,353
シンフォニーホール、国際会議場等の県専有部施設の利用者数	823,894	801,825	818,216	825,175	722,297	798,281	233,864



1 委託業務の目的

アクロス福岡の1階、2階において新匠ギャラリー（仮称）を整備するとともに、1階と2階が一体となった運営を行うことで、来場者数の増加、伝統工芸品にかかる情報発信力の強化、認知度向上、販売促進等に繋げ、福岡県における伝統工芸の継承や発展を目指す。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

新匠ギャラリー（仮称）整備・運営業務

(2) 業務実施場所

アクロス福岡（福岡市中央区天神1丁目1番1号）

(3) 業務概要

①新匠ギャラリー（仮称）の整備業務

- ・常設展示、企画展示販売/体験、飲食、物販、多目的コーナーに係る設計・施工・工事
監理業務
- ・展示コンテンツの制作及び設置
- ・新匠ギャラリー（仮称）移設に伴うサイン（フロアマップ含む）の制作及び設置

②新匠ギャラリー（仮称）の運営業務

- ・伝統工芸品の展示、定期的な入れ替え、販売及び情報発信
- ・企画展示販売/体験、多目的コーナーにおける企画展の企画・運営
- ・飲食コーナーの運営
- ・その他（公財）アクロス福岡が指示する必要な業務

※各業務の詳細は、別紙「新匠ギャラリー（仮称）整備・運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）」を基本として、企画提案公募で選定した優先交渉権者と協議調整を行った上で確定することとする。

(4) 委託業務期間

①新匠ギャラリー（仮称）の整備業務

契約締結の日から令和4年9月20日まで

②新匠ギャラリー（仮称）の運営業務

令和4年9月21日から令和8年3月31日まで

(5) 契約者

公益財団法人アクロス福岡

3 委託費

(1) 新匠ギャラリー（仮称）の整備業務

委託上限額 288,840千円

- ・令和3年度委託上限額 23,549千円（消費税及び地方消費税含む）
- ・令和4年度委託上限額 265,291千円（消費税及び地方消費税含む）

※応募者が提出した見積書に記載されている金額を上限として委託費を支払う。なお、見積の相違額^{※注}及び合計上限額288,840千円を超過する金額については受託者負担とする。

注) 企画提案書の提出時に添付する見積額と実際発生する費用との差額

(2) 新匠ギャラリー（仮称）の運營業務

①常設展示、飲食、物販コーナーに係る運營業務

委託料上限額 0円（独立採算制）

②企画展示販売/体験コーナー、多目的コーナーに係る運營業務

委託料上限額 2,000千円/年

※新匠ギャラリー（仮称）整備・運營業務に必要な経費負担については仕様書のとおり。

4 公募の実施に関する事項等

新匠ギャラリー（仮称）は、整備・運營業務を一体的に行うことで事業効果を高めることが期待できることから、本公募においては、整備・運營業務を一括して遂行できる事業者を選定する。

(1) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とする。ただし、共同事業体での応募の場合は以下の点に留意すること。

①代表企業を定め、それ以外は構成企業又は協力企業^{※注}とする。なお、本公募における手続きは代表企業が行うこと。

注）代表企業及び構成企業から業務を請け負う企業

②代表企業、構成企業及び協力企業は、企画提案書において役割分担及び責任等を明記すること。

③共同事業体の代表企業及び構成企業は、他の共同事業体の代表企業または構成企業となることはできない。

④共同事業体の代表企業及び構成企業の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次のすべての要件を満たすこと。

①飲食店の設置・運営に必要な資格（又は有する者を配置）及び許可を有すること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

④この公募の日から委託候補者を選定するまでの間に、福岡県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

⑤福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中でない者。

⑥福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

⑦国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑧共同事業体で応募する場合は、以下のすべての要件を満たすこと。

- ・代表企業及び構成企業のいずれか1員が、上記①の要件を満たしていること。
- ・全ての構成員が、上記②から⑦の要件を満たしていること。

5 企画提案公募スケジュール

(1) 公募開始	令和3年 8月 9日 (月曜日)
(2) 説明会参加申込期間	令和3年 8月10日 (火曜日) ~ 令和3年 8月17日 (火曜日)
(3) 説明会	令和3年 8月18日 (水曜日)
(4) 質問書受付期間	令和3年 8月19日 (木曜日) ~ 令和3年 8月26日 (木曜日)
(5) 企画書等受付期間	令和3年 9月24日 (金曜日) ~ 令和3年10月 1日 (金曜日)
(6) 一次審査 (書面審査)	令和3年10月 8日 (金曜日)
(7) 最終審査 (選定委員会：プレゼンテーション)	令和3年10月13日 (水曜日)
(8) 審査結果通知	令和3年10月22日 (金曜日)
(9) 契約締結に係る協議開始	令和3年10月22日 (金曜日) ~

6 説明会の実施

- (1) 日時
令和3年8月18日 (水) 14時~
- (2) 実施方法
無料ビデオ通話システム「Zoom」によるオンライン説明会
※事前にパソコンに「Zoom」のアプリのインストールが必要
- (3) 参加申込
現地説明会参加申込書 (様式第1号) に必要事項を記入の上、本要領中「11 問い合わせ及び書類提出先」宛に電子メールで申込みを行うこと。
- (4) 申込締切 令和3年8月17日 (火) 17時 (必着)
- (5) 施設見学
①施設見学は8月23日(月)~26日(木)10時~17時で実施する。
②参加希望者は8月18日(水)~20日(金)に希望日時を所定の web フォームより申し込むこと。
web 申し込みフォーム <https://www.acros.or.jp/enquete/?id=142>
- (6) 留意事項
①参加アカウントは各企業3名までとする。
②当日は、開催日前日に送付するご案内メールにある URL(リンク)をクリックすること。
③アクロス福岡ホームページに掲載している本公募の資料一式を用意すること。
※なお、説明会に参加しない場合でも企画提案公募への参加は可能とする。

7 企画提案公募に係る質問

本企画提案公募について質問がある場合は、「企画提案公募質問票 (様式第2号)」を令和3年

8月26日（木曜日）午後5時までに「11 問い合わせ及び書類提出先」宛に電子メールで提出すること。

質問に対する回答は、原則として令和3年9月3日（金曜日）にアクロス福岡ホームページにおいてまとめて公表する。

※来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

8 企画書等の提出

(1) 提出資料

下記①から⑧を1セットとし、これを「企画書」とする。なお、書類作成の基準日は令和3年10月1日現在とする。

①企画提案公募申請書（様式第3号）

②企画提案書（応募者の概要及び業務実績記入表（様式第4号））

企画提案書審査基準（参考資料3）を参考に、所定の企画提案書様式に具体的な事例等を示して詳細に記載すること。特に、常設展示、企画展示販売/体験、物販、飲食、多目的コーナー（バックヤード含む）の他、内装、装飾、什器、備品（工芸品）、及び厨房機器や器具等について、内容（品物名、品物画像、数量等）を具体的に示すこと。また、必要に応じて補足資料（任意様式）を添付することも可とする。

③整備業務に係る見積書（任意様式）

※躯体や防災設備（非常放送・消火設備・煙感知器・熱感知器・排煙設備）など、建物の本体性能に関わる工事等については、アクロス管理規則により、施工業者が指定される。

④運営業務に係る収支計画（任意様式）

⑤「新匠ギャラリー（仮称）」平面図（A3横：1/400スケール）及びパース図

※参考資料2を基に北方位を上にして作成すること。

※常設展示、企画展示販売/体験、物販、飲食コーナーの基本的な配置は、アクロス福岡「匠ギャラリー」リニューアル計画策定業務報告書（令和3年3月。以下「報告書」という。）を踏まえる。面積は、飲食コーナー42席程度、体験コーナー6名程度を想定し、展示棚など什器のレイアウト、通路幅等も記載すること。

※多目的コーナーは、「1 委託業務の目的」を踏まえつつ、報告書（参考資料1）を参考に提案内容に応じた什器のレイアウト、通路幅等を記載すること。また、「企画展利用時」と「企画展以外利用時」の2パターンを作成し、提出すること。

⑥会社概要（様式第5号） ※共同事業体の場合、構成員ごとに作成・提出すること

⑦共同事業体協定書兼委任状（様式第6号）

※共同事業体を構成する場合のみ提出

⑧その他の書類 ※共同事業体の場合、構成員ごとに作成・提出すること

ア. 登記事項証明書（直近3か月以内のもの）

イ. 定款

ウ. 納税証明書

・法人事業税及び法人税の納税証明書（直近1か年以内のもの）

エ. 直近の（3か年分）決算書等、財務状況がわかる書類など。

オ. その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

(2) 提出期限

令和3年10月1日（金曜日）午後5時まで（必着）

※「11 問い合わせ及び書類提出先」に持参又は書留郵便により提出すること。

（書留郵便の場合であっても、令和3年10月1日（金曜日）午後5時必着とする。）

(3) 作成にあたっての留意点

- ・企画提案公募に係る様式及び参考資料はアクロス福岡ホームページ（下記 URL 参照）よりダウンロードできる。

<https://www.acros.or.jp/news/1949.html>

- ・企画書の作成にあたっては、下記資料を参考にすること。

参考資料1：アクロス福岡「匠ギャラリー」リニューアル計画策定業務報告書（令和3年3月）

参考資料2：新匠ギャラリー（仮称）平面図（白図）

参考資料3：企画提案書審査基準

- ・応募する企画書（①～⑧）は1案に限る。
- ・企画書の提出部数は1部とする。
なお、企画提案書（②）、整備業務に係る見積書（③）、運営業務に係る収支計画（④）、「新匠ギャラリー（仮称）」の平面図及びパース図（⑤）については15部提出すること。また、パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとし15部提出すること。
- ・提出後の企画書の内容変更は認めない。
- ・企画書等の著作権は、その応募者に帰属する（企画書の概要等について福岡県又は（公財）アクロス福岡が公表する場合あり）。なお、企画書等の記載が、特許権など日本の法令に基づいて保護される第三者の権利対象になっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

(4) 公募参加の辞退について

企画書の提出後に本公募への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を1部、「11 問い合わせ及び書類提出先」に持参又は書留郵便により提出すること。

9 事業者の選定について

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定する。

(1) 一次審査（書面審査）

応募者から提出された企画書をもとに書面審査を行う。以下の要件を満たす企画は、一次審査を通過したものとする。

①新匠ギャラリー（仮称）整備・運営業務委託公募実施要領に規定する要件

②新匠ギャラリー（仮称）整備・運営業務委託仕様書に規定する要件

③企画の妥当性（事業の目的と企画が合致していること）

※応募多数の場合は、最終審査に先立ち企画書のみで審査を行い、あらかじめ10者程度を選定する場合がある。

一次審査可否通知：令和3年10月8日（金曜日）

(2) 最終審査（選定委員会：プレゼンテーション、場所：アクロス福岡）

①審査者

選定委員会を設置する。

②審査手順

一次審査（書面審査）を通過した応募者によるプレゼンテーションを実施する。最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者とし、次に優れた提案を行った応募者を次点交渉権者とする。

※プレゼンテーションの日程は、令和3年10月13日（水曜日）を予定しているが、詳細な場所や時間帯を含め、応募者には改めて連絡する。

③審査基準

企画提案書審査基準（参考資料3）のとおり。

(3) 最終審査結果の通知及び公開

採択・不採択に関わらず最終審査参加者全員に書面で通知する。併せて、最優秀応募者はその法人名をアクロス福岡ホームページで公表する。

最終審査可否通知：令和3年10月22日（金曜日）

(4) 契約の締結等

選定された優先交渉権者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う。その際、企画書の内容は、協議の上、変更する場合がある。協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行い、合意に至らなかった場合は、次点交渉権者を契約締結候補者として必要な協議を行う。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、企画提案公募に参加する者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するが、原則として企画書等は返却しない。なお、契約を締結する応募者が提出した企画書等の著作権に関しては、契約締結時点で（公財）アクロス福岡に帰属するものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 企画提案公募の参加により、福岡県、（公財）アクロス福岡及び匠ギャラリー関係者等から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。
- (5) 応募にあたっては、提示する資料を熟知しておくこと。
- (6) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①企画書等を提出してから契約締結までに、本要領中「4（2）応募者の資格要件」に定める要件をひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
 - ④その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

11 問い合わせ及び書類提出先

公益財団法人アクロス福岡 事業部（地域文化チーム）

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡西オフィス2階

窓口受付時間 10:00～18:00

TEL : 092-725-9101

FAX : 092-725-9102

電子メール : takumi_rn@acros.or.jp